

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

一 宮 市

# 目 次

はじめに	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1. 農業の現状	2
2. 農業構造の現状及び見通し	2
3. 農業経営の目標	2
4. 農業経営基盤の強化の方策	3
5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	18
2. 市が主体的に行う取組	18
3. 関係機関との連携・役割分担の考え方	18
4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	19
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	19
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化についての目標	19
2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1-1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	20
1-2. 利用権の設定等に関する事項（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで）	21
2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	27
3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を	

受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	30
4. 農地中間管理事業の推進	30
5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30
第6 その他	31
別紙1 (第5の1-2(1)関係)	33
別紙2 (第5の1-2(2)関係)	34
別紙3 (所得目標の算定根拠)	39

## はじめに

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第5条に基づき愛知県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に即して、法第6条に基づき市が定めるものです。

この基本構想を策定する背景には、近年都市化の著しい進展など本市の農業をとりまく環境の変化があります。その中で、土地利用型農業での規模拡大の遅れ、担い手の減少、高齢化などの事態の進行の影響が懸念されております。

基本構想は、これらの諸課題に対応する新たな展開方策のひとつです。その意図するところは、法の目的が述べている「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、目的に向かい経営改善を計画的に進めようとする農業者に、農用地の利用の集積、経営管理の合理化等の支援措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与する。」（法第1条要旨）点にあります。

我が国の代表的農産物である米については、令和2年3月に定められた「食料・農業・農村基本計画」に基づき行われる「経営所得安定対策」を推進し、自給率の向上、農地の利用集積、遊休農地の解消に努めつつ、優良品種の導入、適期収穫、適切な乾燥調製・貯蔵を推進し、消費者に好まれる良質米供給を目指していくこととします。

さらに、畜産では近年、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫を始めとする家畜伝染病の発生リスクが高まっており、これに対する防疫体制の強化が行政側、農業者側ともに不可欠となっています。また、引き続き都市化の進展に伴う混在化が進んでいるため、糞尿処理や臭気、ハエなどの害虫対策も課題となっています。

本市は、この基本構想の実現に向けて、引き続き第7次一宮市総合計画及び一宮市農業振興地域整備計画と整合性を図りながら、関係機関、団体の協力を得て地域や営農実態に合わせた事業推進に努めるものとします。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1. 農業の現状

一宮市は愛知県の北西部、濃尾平野のほぼ中央に位置し、名古屋市と岐阜市のほぼ中間に位置する東西約15.3km、南北約13.3km、面積113.82km<sup>2</sup>の都市であり、東は江南市・岩倉市、南は稲沢市、北名古屋市、清須市と隣接、西と北は木曾川を境に岐阜県と隣接している。その立地条件を生かして水稻、野菜、鶏卵、花を主体とする農業生産を展開してきており、今後とも高収益性の作目導入、経営の多角化等、消費地名古屋圏に存立する都市型農業にふさわしい条件整備に努め、特色ある施設園芸の産地化を図っていく。

稲作については、土地利用型農業の典型であり、水利等を通じて地域としての一体性が保持されるものと思われる。したがって、今後経営規模の拡大を志向する農業者並びに高齢化による稲作委託の希望増加に対応して、賃貸借等による農地の流動化と集積を合理的に推進する必要がある。

養鶏については、周辺環境に配慮しつつ、高病原性鳥インフルエンザを始めとした家畜伝染病の予防への対策の強化が課題となっている。

なお、全市的にこのような農業生産の基盤となる優良な集团的農用地を中心に、できる限り農用地を確保するため、農業以外の土地利用の調整に留意しながら、引き続き秩序ある土地利用の確保に努める。

### 2. 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、経済の高度成長と共に兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、主体を成してきた。これらの農業者層は、農地の資産的保有意識が強く、規模拡大志向農業者への農地の流動化はなかなか進展をみないまま推移してきた。

しかし、近年は兼業農家の高齢化、機械更新期、世代交代等を機に急速に農地の流動化が促進され始めている。ただし、同時に土地利用型農業の担い手不足も進みつつある。

### 3. 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、すでにその水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の目標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下記のとおりとし、これら経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、下記のとおり、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね300万円 基幹経営体当たり 概ね600万円  ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体(主たる従事者2人を想定)	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円	概ね2,000時間

#### 4. 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を支援することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すことを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず本市は、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことを推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等の関係機

関により構成した協議会を活用し、各関係機関で連携を図った上で地域農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。また、本市は担い手の確保・育成を推進するため、前述の協議会を十分に活用し、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業経営体（以下、「認定農業者」という。）、法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた新規就農者（以下、「認定新規就農者」という。）、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農業者に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画等の自主的な作成や、相互の連携が図られるように誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。なお、これに併せて集約的な経営展開を支援するため、愛知県尾張農林水産事務所（以下、「尾張農林水産事務所」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。また、ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進する。

さらに、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、認定新規就農者、愛知西農業協同組合営農部会又はそれに準じる組織の部会員及び愛知県農地中間管理機構に対しての利用権設定等を進める。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、利用権の設定等及び農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集積・集約化を推進する。また、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、愛知西農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、計画の認定庁（国、県又は本市）が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の認定期間の最終年（5年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

加えて、生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っているので、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、専門家等と連携しながら、法人形態への誘導を図る。

また、近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含めて本市・愛知西農業協同組合が開催するはつらつ農業塾担い手育成コースの研修課程を修了した者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努め

ることとする。この際にも、農用地においては、利用権の設定等及び農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集積・集約化を推進する。

さらに、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員や愛知西農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

## 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は2人であり、過去2年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、水稻・野菜・鶏卵・花を主体として生産量の維持・拡大を図っていくためには将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間200人を踏まえ、本市においては年間3人の新規就農者の確保を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため認定新規就農者を本市農業の担い手育成施策の中心に位置付け、計画の作成から実現に向けて、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については尾張農林水産事務所や愛知西農業協同組合が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を次のとおり掲げる。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得600万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上（目標所得約1,400万円）を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

## (1) 基幹経営体の営農類型

### 1 水稻主体（借地主体型）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主2人 他に雇用	<p>&lt;経営面積&gt; 55 h a</p> <p>内訳 自作地 0.5 h a 借地 54.5 h a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (大・中型機械体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクタ (90ps) 1台</li> <li>・トラクタ (60ps) 3台</li> <li>・田植機 (8条) 1台</li> <li>・V溝直播機 1台</li> <li>・乗用管理機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン (6条) 2台</li> <li>・トラック 2台</li> <li>・フォークリフト 1台</li> <li>・畦塗り機 1台</li> <li>・ロータリー 3台</li> <li>・ハーロー 2台</li> <li>・ブロードキャスター 1台</li> <li>・ブームモア 1台</li> <li>・バッチカルハーロー 1台</li> <li>・レベラー 1台</li> <li>・乾燥機 3台</li> <li>・選別機 1台</li> <li>・もみすり機 1台</li> <li>・色彩選別機 1台</li> <li>・育苗プラント 一式</li> <li>・作業場 500m<sup>2</sup></li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域営農に関する合意形成</li> <li>・水田の面的集積</li> <li>・田植期の分散</li> <li>・省力施肥法の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化の検討</li> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・生産管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の実施</li> <li>・雇用の条件整備と確保</li> </ul>

## 2 露地野菜（ダイコン、スイートコーン、サトイモ）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主2人	<経営面積> 露地 220 a  <作付面積> 春ダイコン 80 a 秋冬ダイコン 80 a スイートコーン 40 a サトイモ 20 a 合計 220 a	<資本装備> ・トラクタ ・播種機 ・運搬車  <その他> ・ほ場の面的集積 ・作型組み合わせによる昨 期の拡大	・複式簿記による 経営財務管理の 実施 ・青色申告の実施	・休日制、給料制の 実施 ・雇用の条件整備と 確保 ・出荷調整作業場の 整備

## 3 施設野菜（ナス）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主 2人 補 1人 他に雇用	<経営面積> 施設 30 a 露地 10 a  <作付面積> ナス 40 a	<資本装備> ・ビニールハウス 30 a ・トラクタ  <その他> ・訪花昆虫利用による花粉処 理の省力化 ・セル成型苗利用 ・規格の簡素化による出荷 の省力化 ・作型組み合わせによる周 年生産	・複式簿記による 経営財務管理の 実施 ・青色申告の実施	・休日制、給料制の 実施 ・雇用の条件整備と 確保 ・団地化の推進

#### 4 施設野菜（トマト）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主 2人 補 1人 他に雇用	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 35 a</p> <p>&lt;作付面積&gt; トマト 35 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス 35 a</li> <li>・トラクタ</li> <li>・複合環境制御装置</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪花昆虫利用によるホモン処理の省力化</li> <li>・セル成型苗利用</li> <li>・規格の簡素化による出荷の省力化</li> <li>・作型組み合わせによる高品質安定生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の実施</li> <li>・雇用の条件整備と確保</li> </ul>

#### 5 施設花き（バラ）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主 2人 補 1人 他に雇用	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 35 a 温室 35 a</p> <p>&lt;作付面積&gt; バラ 35 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>・選花機</li> <li>・防除機</li> <li>・ヒートポンプエアコン</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加温施設栽培で周年栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の実施</li> <li>・雇用の条件整備と確保</li> </ul>

## 6 施設花き（鉢花）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主 2人 補 1人 他に雇用	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>施設 30 a 温室 20 a ビニールハウス 10 a</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>鉢花 30 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス温室</li> <li>・ビニールハウス</li> <li>・暖房機</li> <li>・フロントローダー</li> <li>・自動かん水装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の実施</li> <li>・雇用の条件整備と確保</li> <li>・能率的な作業システムの整備</li> </ul>

## 7 施設花き（花壇用、花苗）

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主 2人 補 1人 他に雇用	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>施設 30 a ビニールハウス (POフィルム温室) 30 a</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>花苗 30 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス(POフィルム温室)</li> <li>・暖房機・蒸気消毒機</li> <li>・フロントローダー</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部セル苗使用</li> <li>・一部露地使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の実施</li> <li>・雇用の条件整備と確保</li> </ul>

## 8 酪農

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主2人 他に雇用	経産牛 70頭 育成牛 36頭	<資本装備> ・牛舎 ・TMRミキサー ・堆肥舎 ・糞尿処理施設 <その他> ・雇用利用 ・飼料給餌方式 コンプリートフィード <sup>®</sup> 給与 ・搾乳方式 ミルキングパーラー利用 ・糞尿処理方式 ホイルローター・ダンプ かくはん発酵処理堆肥舎	・財務諸表による 経営分析の実施 ・生産管理の徹底	・雇用、酪農ヘルパー 利用で休日制の実 施 ・快適な作業環境の 整備

## 9 養鶏

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主2人 他に雇用	成鶏常時羽数 9,000羽	<資本装備> ・成鶏舎 (中大すう舎、自動給餌 機、飼料配合機を含む) ・鶏糞処理施設 ・直売所 ・鶏卵用自動販売機 ・フォークリフト ・スキットステアローター <sup>®</sup> ・軽トラック ・トラック	・複式簿記による 経営財務管理の 実施 ・鶏卵直売による 有利販売の実施	・休日制、給料制の 実施 ・快適な作業環境の 整備

## (2) ステップアップ経営体の営農類型

### 1 水稻主体(借地主体型)

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主1人 他に雇用	<p>&lt;経営面積&gt; 80h a</p> <p>内訳 自作地 2h a 借地 78h a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (大・中型機械体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクタ(60ps) 3台</li> <li>・トラクタ(90ps) 2台</li> <li>・田植機(8条) 1台</li> <li>・V溝直播機 1台</li> <li>・麦播種機 1台</li> <li>・乗用管理機 2台</li> <li>・自脱型コンバイン(6条) 3台</li> <li>・トラック 2台</li> <li>・フォークリフト 1台</li> <li>・畦塗り機 1台</li> <li>・ロータリー 3台</li> <li>・ハロー 1台</li> <li>・ブロードキャスター 1台</li> <li>・ブームモア 1台</li> <li>・バーチカルハロー 1台</li> <li>・レベラー 1台</li> <li>・乾燥機 5台</li> <li>・もみすり機 1台</li> <li>・選別機 1台</li> <li>・色彩選別機 1台</li> <li>・育苗プラント 一式</li> <li>・作業場 650㎡</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域営農に関する合意形成</li> <li>・水田の面的集積</li> <li>・田植期の分散</li> <li>・省力施肥法の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化の検討</li> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・生産管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の実施</li> </ul>

## 2 養鶏

従事者数	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主2人 他に雇用	成鶏常時羽数 180,000羽	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウインドレス成鶏舎一式 (自動給餌機、自動集卵装置、自動除糞装置付き)</li> <li>・ウインドレス育すう舎</li> <li>・GPセンター (自動選別洗卵包装機)</li> <li>・鶏卵用自動販売機</li> <li>・直売所</li> <li>・鶏糞発酵処理装置</li> <li>・発酵鶏糞保管施設</li> <li>・フォークリフト</li> <li>・ホイローダ</li> <li>・トラック、ダンプトラック</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールイン・ホールアウト方式</li> <li>・集卵のオンライン化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記による経営財務管理の実施</li> <li>・生産管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の実施</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> </ul>

**第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第1の3に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

**1 イチゴ専作経営**

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 10 a  <作付面積> 施設イコ <sup>コ</sup> 1,000 m <sup>2</sup>	<資本装備> ハウス 1,000 m <sup>2</sup> 保冷库 1台 夜冷施設 1棟 暖房機 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 作業場 (プレハブ) 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 農繁期のみ雇用労力を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売及び直売		・堆肥による土作り	

## 2 露地野菜（ダイコン、スイートコーン、サトイモ）経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 120 a <作付面積> 春ダイコン 30 a 秋冬ダイコン 60 a スイートコーン 20 a サトイモ 10 a	<資本装備> トラクタ 1台 軽トラクタ 1台 管理機 1台 ダイコン洗浄機 1台 動力噴霧器 1台 作業場（プレハブ） 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 農繁期のみ雇用労力を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・堆肥による土作り	

## 3 トマト専作経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 12 a <作付面積> 施設トマト 12 a	<資本装備> ハウス 1,200 m <sup>2</sup> トラクタ 1台 軽トラクタ 1台 トラクタ 1台 管理機 1台 暖房機 1台 動力噴霧器 1台 作業場（プレハブ） 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・雇用の導入検討
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・堆肥による土作り	

#### 4 露地野菜（ナス、ブロッコリー）経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 80 a <作付面積> 夏秋ナス 10 a ブロッコリー 70 a	<資本装備> 育苗ハウス 200 m <sup>2</sup> トラクタ 1 台 軽トラック 1 台 トラック 1 台 管理機 1 台 動力噴霧器 1 台 作業場（プレハブ） 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を 指した経営分析 の実施	・作業労力の分散 農繁期のみ雇用労力 を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・堆肥による土作り	

#### 5 露地野菜（ハクサイ、キュウリ）経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 90 a <作付面積> 秋冬ハクサイ 50 a 春ハクサイ 30 a 露地キュウリ 10 a	<資本装備> 育苗ハウス 100 m <sup>2</sup> トラクタ 1 台 トラック 1 台 軽トラック 1 台 動力噴霧器 1 台 作業場（プレハブ） 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を 指した経営分析 の実施	・作業労力の分散 農繁期のみ雇用労力 を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・堆肥による土作り	

## 6 花苗野菜苗専作経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 20 a <作付面積> ハウス花苗 800 m <sup>2</sup> ハウス野菜苗 800 m <sup>2</sup> 露地花苗 200 m <sup>2</sup> 露地野菜苗 200 m <sup>2</sup>	<資本装備> ハイハウス 800 m <sup>2</sup> 暖房機 1 台 ポットングマシン 1 台 軽トラック 1 台 動力噴霧器 1 台 作業場 (プレハブ) 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散雇用労力を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・市場出荷主体 (注文相対販売率 50%以上)		・堆肥による土作り	

## 7 採種タマネギ専作経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 畑 42 a <作付面積> 採種タネ <sup>※</sup> 30 a 母球 12 a	<資本装備> 雨よけハウス 4,000 m <sup>2</sup> トラクタ 1 台 軽トラック 1 台 動力噴霧器 1 台 管理機 1 台 作業場 (プレハブ) 50 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散農繁期のみ雇用労力を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・堆肥による土作り	

8 水稻専作経営（自有地+利用権設定）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<経営規模> 自有地 50 a 利用権設定 3,450 a	<資本装備> トラクタ（45ps） 1台 トラクタ（60ps） 1台 田植機（6条） 2台 乗用管理機 1台 自脱型コンバイン（6条） 2台 トラック 2台 フォークリフト 1台 ローラー 2台 畦塗り機 1台 ハロー 2台 プロートキャスター 1台 プームロー 1台 育苗プラント 一式 作業場 100 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散農繁期に雇用労力を利用
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売			

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、愛知県農業経営・就農支援センター（以下、「農業経営・就農支援センター」という。）、尾張農林水産事務所、愛知西農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得などの受入体制の整備、農業塾や先進的な農業法人等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結に基づく就労環境の改善等に取り組む。

#### 2. 市が主体的に行う取組

- ・新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、尾張農林水産事務所、愛知西農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん、資金調達のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、相談対応や他農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行う。
- ・新規就農者等が地域内で孤立することがないように、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるようフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供および就農相談については農業経営・就農支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては尾張農林水産事務所、農協組織、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各機関が役割を分担しながら各種取組を進める。

#### 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、就農受入組織（愛知西農業協同組合等）と連携し、就農受入体制、研修内容等、就農等希望者が必要とする情報を「農業をはじめ.jp」に掲載する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集は、本人の承諾を得て、関係機関で情報共有し、必要な支援を行う。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、愛知西農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等、農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標	備 考
50%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。 3 当該目標は、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造実現」という国全体の目標を踏まえた目標であり、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。

## 2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、愛知西農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性等、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等から見て効率的かつ安定的な農業経営を営む農業者への農地の利用集積の取組を促進する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、基本方針の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方針に則しつつ、本市の農業の地域特性である稲作（露地野菜、施設花き、都市近郊を生かした軟弱野菜）を主体とした単一（複合）経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、都市化の進展、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 利用権の設定等を促進する事業
2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
3. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
4. 農地中間管理事業を推進する事業
5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

### 1-1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報及びウェブサイトへの掲載に加え、他の農業関係者の集まる場を積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、担い手を中心とした農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、愛知西農業協同組合、農地中間管理機構等とし、協議の場において、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。農業用の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、愛知西農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。ただし、地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日までは第5の1-2に定めるところにより、利用権の設定等を促進するものとする。

## 1-2. 利用権の設定等に関する事項（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで）

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えなければなりません。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ））のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、近い将来に農業後継者が確保できることとなる場合、その他特別の事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官）の趣旨に沿った一定水準以上の者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を

行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権の設定等により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から次の②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者、認定新規就農者、愛知西農業協同組合営農部会又はそれに準じる組織の部会員及び愛知県農地中間管理機構で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき

旨を申し出ることができる。

- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②、③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行なおうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - （イ）原状回復の費用の負担者
    - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨を本市の掲示場への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

本市は（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示場への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、(7)の⑥のアの規定に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合、又は②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者が農地中間管理事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が、農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ (4)の①のイに定める区域が地域計画の区域内にある時は、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4)の①のエの掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下、「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用

地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、尾張農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、協議会（これらの機関・団体）との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的、重点的な支援、

協力が行われるように努める。

### 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4. 農地中間管理事業の推進

本市は、農地中間管理事業により、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、農業委員会、農業協同組合の関係機関と一体となって推進する。

### 5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

本市は、1 から4 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、施設園芸等の近代化を推進し、効率的安定的な農業経営をめざしていくうえでの条件整備を図る。
- イ 本市は、地域環境の保持と農業生産の効率化及び安定化を図るため、基盤整備促進事業などの農業農村整備事業を推進する。
- ウ 本市は、環境保全と生産性のバランスの取れた農業生産システム（環境循環型農業）の確立に向けて努力する。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、協議会の機能を活かし、農業委員会、尾張農林水産事務所、愛知西農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和14年度に向けて第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、愛知西農業協同組合及び土地改良区は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

1. この基本構想は、平成19年4月23日から施行する。

付則

2. この基本構想は、平成20年7月24日から施行する。

付則

3. この基本構想は、平成22年6月3日から施行する。

付則

4. この基本構想は、平成24年3月23日から施行する。

付則

5. この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

付則

6. この基本構想は、平成28年12月20日から施行する。

付則

7. この基本構想は、令和3年12月6日から施行する。

付則

8. この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。

## 別紙1（第5の1-2（1）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧法」という。）第18条第2項第2号に規定する土地（以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項。
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年法律第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。

## 別紙2（第5の1-2（2）関係）

- I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
<p>1. 存続期間は3年（農地中間管理事業、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合には、相手方の同意を得るものとする。</p>
② 借賃の算定基準
<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会より提供する地域の賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

### ③ 借 賃 の 支 払 方 法

1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。
2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

### ④ 有 益 費 の 償 還

1. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
2. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

- II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
Iの①に同じ
② 借賃の算定基準
<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>
③ 借賃の支払方法
Iの③に同じ。
④ 有益費の償還
Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間
Iの①に同じ
② 損 益 の 算 定 基 準
<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 損 益 の 決 済 方 法
<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>
④ 有 益 費 の 償 還
Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対 価 の 支 払 方 法
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所 有 権 移 転 の 時 期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

### 別紙3 (所得目標の算定根拠)

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営

※年間所得目標は、地域の他産業従事者並みの所得水準である、主たる従事者1人当たり概ね300万円、基幹経営体（主たる従事者2人を想定）当たり概ね600万円と設定する。

#### ア 主たる従事者1人当たりの年間所得

##### ① 本市の平均年間所得

3,220,792円（令和2年度一宮市市税統計）

##### ② 退職金13,765,000円（平成30年就労条件総合調査：厚生労働省調査）

1年当たりの所得に換算 13,765,000円／45年間＝305,888円

①＋②＝3,526,680円≒3,000,000円

#### イ 基幹経営体当たりの年間所得

3,000,000円×2人＝6,000,000円

【出典】令和2年度一宮市市税統計、平成30年就労条件総合調査

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等

※本県のお産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ目標所得を設定

新規就農者の年間所得＝250万円程度

（労働時間2,000時間）